

戸田市SOHO・新産業創業支援センター条例の概要について

戸田市では起業・創業を計画しているか事業を起こして間もないSOHO事業者を支援するため、小規模オフィスを整備し、貸し出すことになりました。その申請手続き等を定めた「(仮称) 戸田市SOHO・新産業創業支援センター条例」を制定するにあたり、ご意見を賜りたく概要をご紹介します。

1. 制度の目的及び趣旨

そもそもSOHOとは、スモールオフィス・ホームオフィスの頭文字による略で、小規模の事務所や自宅の一室等で事業を行う就労形態及びその事業者のことです。

こうしたSOHO事業者を支援する施設を整備することにより、新事業や新産業の創出を促すとともに、自己実現の場の提供、雇用機会の創出等を図ることを目的とします

2. 背景

平成10年以降、国の方針は、都道府県を中心に地域連携団体を形成し、地域の既存中小企業の発展を支援するとともに、ベンチャー・新産業向けインキュベータ（研究開発型企業支援施設のこと）やSOHO支援施設の整備を通じて、新事業・新産業の創出を目指す方向に転換しています。当施設も国からの補助金を受けて建設する予定です。

3. 場所及び建物の概要

- (1) 場所：戸田市本町1丁目地内（戸田公園駅から徒歩2～3分）
- (2) 敷地面積：404㎡
- (3) 構造：軽量鉄骨造、2階建
- (4) 室数：大小合わせて15～20室程度

4. 入所対象者

起業・創業を計画しているか事業を起こして間もないSOHO事業者が対象で、原則として市内在住、在勤者優先とします。

5. 入所期間

原則として3年間とします。

6. 入所の手続き

公募により申請期間を定め、その期間内に所定の書類を提出していただきます。その後、規則で定める入所審査会を開いて決定します。

7. 使用料等

使用料は、規則で定めた金額を納入していただきます。入所の際は敷金として、使用料の3月分を納めて頂きます。また、原則として既納の使用料は還付しません。

8. 入所に関する諸条件

- (1) 市長は、施設の管理上支障があると思われるとき、公共の福祉を阻害すると思われるとき、不正な手段によって使用の許可を受けたとき、使用料を3月以上滞納したとき等は、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができることとします。
- (2) 使用許可の権利は、他人に譲渡し、又は転貸してはいけません。
- (3) 入所期間の満了又は期間途中で入所を終了したいときは、速やかに入居施設を元の状態に戻して明け渡さなければなりません。

9. 特記事項

- (1) 入居者自身の責任による理由で施設の設備を損傷したり、施設の物品等を紛失又は損傷したときは、これを修理するかその損害を賠償しなければなりません。
- (2) 市長は、施設内の秩序を乱す者、又は乱すおそれのある者の立ち入りを禁止するか、又は退去を命ずることとします。

(仮称)戸田市SOHO・新産業創業支援センターの概要

事業内容 小規模貸しオフィス等の整備によるSOHO事業者の支援
概 要

目 的 起業・創業を計画、あるいは事業を起こして間もないSOHO事業者を支援すると共に、場合によっては市外からの誘致を図り、地域経済の活性化、雇用機会の創出と良好な生活環境が共存できる固有の魅力を備えた都市形成を目指す。

事業開始 平成15年7月着工予定

場 所 戸田市本町1丁目24番地内

建築物等の概要

敷地面積 404.07㎡
構 造 軽量鉄骨造、2階建
延床面積 360㎡程度
室 数 15～20室を想定
室面積 4～20㎡を想定

対 象 者 起業・創業を計画、あるいは事業を起こして間もないSOHO事業者。原則として市内在住・在勤の方を優先。

整 備 費 73,945千円(平成15年度当初予算、経済産業省国庫補助金申請予定)

申 込 み 平成15年11月頃、入所者公募の予定

特筆事業 県南部の市では初めて
障害者(肢体)就労支援スペース整備
状況により託児機能を検討

立地状況

交通利便性	JR埼京線・戸田公園駅から徒歩2分
	新宿駅20分、渋谷駅24分、東京駅27分、大宮駅12分
	羽田空港まで1時間08分、成田空港まで1時間51分
	戸田市役所まで徒歩7分、埼玉県庁まで車で30分

設備・仕様・サポート等

共用スペース	大・小会議室、商談スペース、応接スペースの使用無料
光熱水費	冷暖房・電気・水道・ガス完備
通信関連	ファックス受取 配信サービス、100M光ブロードバンド対応(Bフレッツ)
電話サービス	留守時の電話受付サービス、メッセージサービス(平日の昼間)
応対サービス	顧客受付・応対、宅配便受取サービス(平日の昼間)、24時間機械警備
駐車場	来客用3台分
その他	業種を問わず(飲食業を除く。社会通念上公序良俗に反しないものに限る)

戸田市 SOHO 新産業創業支援施設の整備の方向

基本的な考え方

そもそも何故、戸田につくるのか 市民のため
産業育生・振興のため

戸田市の特性

戸田市は、高度成長期から産業立地の進んだ産業都市の側面を持つ。
・昼夜間人口比が1.0を超え、市内で働く就業者が市内常住の従業者を上回る(平成7年)。
・埼京線開通という大きな転機を境に大規模共同住宅が急増し、人口増加も著しい。
・埼玉県で最も平均年齢の若い都市である。
・若年世代の増加に伴い、児童・生徒の増加も著しい。
・人口動態をみると、年間1万人前後が転入・転出する(総人口の1割近い)。
・他の都市と比較して、給与住宅(社宅)が多い。
・不況による工業地域からの工場撤退に伴い、跡地へのマンション立地が目立つ。
・市民意識調査等により、合併でなく独自の発展を目指す方向となり、それに産業振興は不可欠。
・巨大都市東京都と政令市さいたま市に挟まれた中で、独自色を出していく必要が高まっている。
.....

戸田市の産業の特性

戸田市は、大半が中小企業で出版・印刷業、食品製造業、機械・金属製造業等が特化する。
近年では製造業が停滞し、事業所数・出荷額とも減少傾向にある。
・倉庫業・運送業の立地が目立ち、施設及び周辺道路等における問題を内在する。
・世界に通ずるハイテクベンチャー企業も存在するが、あまり行政施策とリンクしていない。
・大容量高速通信インフラ整備が進展しつつある。
.....

戸田市第3次総合振興計画との関わり-その1

基本構想 1 期間 平成13年度～平成22年度(2001年～2010年)

2 基本理念 パートナーシップのまちづくり

- ・市民生活の尊重
- ・将来世代への責任
- ・自立する都市の創造

3 将来像 パートナーシップでつくる 人・水・緑・輝くまち こだ

4 基本目標 誰もが心豊かにすごせるまち

- ・永く住み続けられるゆとりと賑わいのあるまち
- ・自然循環との調和を大切にする資源循環型のまち
- ・市民の様々な活動が地域をリードするまち

5 施策の大綱

- (1) 保健・医療・福祉
- (2) 学校教育・生涯学習と文化
- (3) 環境と市民生活

(4) 産業と労働

活気ある産業のまちづくり
賑わいのある産業のまちづくり
生き生きと動く環境づくり

- (5) 都市基盤と生活基盤
- (6) 参加と交流

製造業・物流業を中心とする地域産業の健全な発展のため、自立的な経営に向けた支援、高度化への支援を進めます。また、住環境との調和に配慮しながら、創業環境の維持を図るとともに、工場・事業所の適正配置に努めます。さらに、情報関連産業など、新たな分野の誘致・育生を進め、活気のある都市型産業の集積に努めます。

6 構想推進のために

- (1) 地方分権に対応できる市民中心の行政運営
- (2) 健全で効率的な財政運営
- (3) 広域行政の推進

戸田市第3次総合振興計画との関わり-その2

基本計画

(1) ~ (3) 省略

(4) 産業と労働

活気ある産業のまちづくり

工業 物流業 研究 開発型工業及び起業家の支援

地域の特徴ある産業集積の育生
産業情報ネットワークの形成
中小企業の活性化の支援

賑わいのある産業のまちづくり

商業 サービス業 小規模商業 サービス業の振興
社会的課題に対応できる商店街の育生
商業施設の規制と誘導

生き生きと働く環境づくり

労働環境 雇用の促進
労働環境の整備
勤労者福祉の拡充

(5) (6) 省略

行政分野別計画 (1~3, 5, 6:省略)

4 産業と労働

(1) 活気ある産業のまちづくり

工業 物流業

1. 研究 開発型工業及び起業家の支援

(1) 研究 開発 起業支援オフィス」の整備

情報産業やその関連産業等の都市型産業分野において、成長過程にある企業や起業家等を支援するため、支援オフィスの開設を推進します。

(2) 技術開発 研究交流の推進

技術 情報等の交流と企業者のグループ化を促進するため、県工業技術センター等との連携のもと、技術開発や研究の場における交流機会の提供に努めます。

2. 地域の特徴ある産業集積の育生
3. 産業情報ネットワークの形成
4. 中小企業の活性化の支援

(2) 賑わいのある産業のまちづくり

商業 サービス業

2. 社会的に対応できる商店街の育成

地域の高齢者に対する消費生活の支援の他、資源循環型社会づくり 子育てへの協力、文化 交流事業など、地域の社会的課題に対応しようとする商店 商店街等の事業を支援します。

(3) 生き生きと働く環境づくり

労働環境

1. 雇用の促進

(1) 雇用機会の充実

子育て支援施策の充実、育児 介護休暇制度の活用等の促進などにより、女性が継続的に就労できるよう 支援に努めます。

2. 労働環境の整備

(4) 就業条件の向上

中高年齢者、障害者、女性等の就業環境の向上に向けた支援に努めます。

基本的な考え方

そもそも何故、戸田につくるのか

市民のため ……行政分野別計画とのリンク

4 産業と労働

(3) 生き生きと働く環境づくり

労働環境

1. 雇用の促進

(1) 雇用機会の充実

子育て支援施策の充実、育児・介護休暇制度の活用の促進などにより、女性が継続的に就労できるよう支援に努めます。

2. 労働環境の整備

(4) 就業条件の向上

中高年齢者、障害者、女性等の就業環境の向上に向けた支援に努めます。

(2) 賑わいのある産業のまちづくり

商業・サービス業

2. 社会的に対応できる商店街の育成

地域の高齢者に対する消費生活の支援の他、資源循環型社会づくり、子育てへの協力、文化・交流事業など、地域の社会的課題に対応しようとする商店・商店街等の事業を支援します。

産業育生 振興のため ……行政分野別計画とのリンク

4 産業と労働

(1) 活気ある産業のまちづくり

工業 物流業

1. 研究・開発型工業及び起業家の支援

(1) 研究・開発・起業支援オフィスの整備

情報産業やその関連産業等の都市型産業分野において、成長過程にある企業や起業家等を支援するため、支援オフィスの開設を推進します。

2 技術開発・研究交流の推進

技術・情報等の交流と企業者のグループ化を促進するため、県工業技術センター等との連携のもとに、技術開発や研究の場における交流機会の提供に努めます。

2. 地域の特徴ある産業集積の育生

3. 産業情報ネットワークの形成

4. 中小企業の活性化の支援

これらは、SOHO 新産業創業支援施設の整備の推進により、副次的に達成されていくことが期待される。

戸田につくるならどのようなものを

市民のため

a. 行政サービスの一環として、託児機能を有するスペース、障害者向けスペース等の共益施設を整備し、それぞれの立場の方がそれぞれのスキルで起業・創業できるステージを整備していく。

b. 事業者支援セミナー、経営相談、販路指導など各種支援事業を実施し、入所者は元より共益スペースを管理・運営する人達そのものがSOHO事業者となるよう誘導すると共に、最終的にはNPO法人化を目指していく。

産業育生 振興のため

a. 市内に潜在的に存在すると推定されるSOHO事業者、あるいはこれから起業・創業しようとしている市民を対象として、家賃の低廉なインキュベーションオフィスを提供する。

b. 市外、あるいは外国人についても、需要があればインキュベーションオフィスを提供することとして、新たな技術交流やビジネス交流の機会を増大させ、地域経済の活性化の促進に資する。

c. 共通の支援部分として、共同利用のできる会議室、相談室、談話室、商談室、喫茶室などサロンのような要素を併せ持つスペースを整備し、技術・情報の取得・交換や人的交流の機会を提供すると共に、産学協同の機会創出に努める。